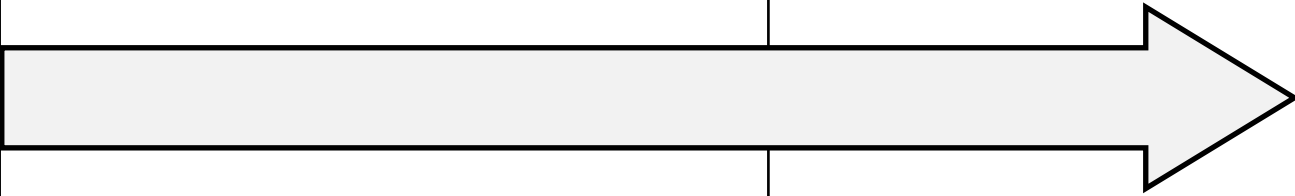


平成30年 7 月豪雨に係る令和元年 7 月以降の取扱いについて

住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和元年6月末まで）について、被災状況等を鑑みて、災害救助法適用市町村の国民健康保険が免除措置を継続する地域（※）に居住していた被災者について、令和元年12月末まで延長する。

事項	平成30年7月5日	令和元年6月30日	令和元年12月31日
医療機関等における 一部負担金等の支払 の免除			

※地域

岡山県：倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、新見市

広島県：安芸郡坂町

愛媛県：今治市、宇和島市、大洲市、八幡浜市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町